

ふるさと納税の返礼品等の区域内において生じた価値の割合に係る一覧表

公表年月日 令和 8 年 9 月 1 4 日
和歌山県日高町

返礼品等の名称	区域内において 生じた価値の割合 (%)	区域内において生じた価値の割合の算出方法 ※ 1				返礼品等の 製造・加工地 ※ 2	地方団体 における 調達費用 (円)	一般販売価格 (円) ※ 3
		標準的な 算出方法	その他の 算出方法					
			その他の 算出方法の詳細	その他の 算出方法とする理由				
黒竹ボールペン	58.7	○				和歌山県日高町	4,500	4,500
コネクトテーブル	69.7	○				和歌山県日高町	16,500	16,500
蚊取り線香ホルダー（KATORI）	96.1	○				和歌山県日高町	8,800	7,700
焚き火台	83.0	○				和歌山県日高町	20,500	22,000
羽毛肌掛けふとん	51.2	○				和歌山県日高町	45,000	48,500
羽毛合掛けふとん	51.7	○				和歌山県日高町	60,000	63,800
季節のジャムセット 2 個入り	69.6	○				和歌山県日高町	1,500	1,500
季節のジャムセット 3 個入り	69.6	○				和歌山県日高町	2,250	2,250
季節のジャムセット 4 個入り	69.6	○				和歌山県日高町	3,000	3,000
季節のジャムセット 6 個入り	67.5	○				和歌山県日高町	4,200	4,500
季節のジャムセット 8 個入り	67.5	○				和歌山県日高町	5,600	6,000
季節のジャムセット 1 0 個入り	67.5	○				和歌山県日高町	7,000	7,500
季節のジャムセット 1 2 個入り	67.5	○				和歌山県日高町	8,400	9,000
季節のジャムセット 1 5 個入り	67.5	○				和歌山県日高町	10,500	11,250
季節のジャムセット 2 0 個入り	65.0	○				和歌山県日高町	13,000	15,000
季節のジャムセット 3 3 個入り	65.0	○				和歌山県日高町	21,450	24,750
ゆらみかんバター 2 個セット	65.5	○				和歌山県日高町	840	840
ゆらみかんバター 3 個セット	65.5	○				和歌山県日高町	1,260	1,260
ゆらみかんバター 6 個セット	65.2	○				和歌山県日高町	2,500	2,520
ジャム＆バター 3 個セット（バター 1 ・ジャム 2）	78.4	○				和歌山県日高町	1,920	1,920
ジャム＆バター 3 個セット（バター 2 ・ジャム 1）	78.3	○				和歌山県日高町	1,590	1,590
ジャム＆バター 6 個セット（バター 2 ・ジャム 4）	78.4	○				和歌山県日高町	3,840	3,840
ジャム＆バター 6 個セット（バター 1 ・ジャム 5）	78.4	○				和歌山県日高町	4,170	4,170
バジルソースパック 100 g × 3袋	66.0	○				和歌山県日高町	1,350	1,500

返礼品等の名称	区域内において 生じた価値の割合 (%)	区域内において生じた価値の割合の算出方法 ※ 1				返礼品等の 製造・加工地 ※ 2	地方団体 における 調達費用 (円)	一般販売価格 (円) ※ 3
		標準的な 算出方法	その他の 算出方法					
			その他の 算出方法の詳細	その他の 算出方法とする理由				
バジルソース瓶 100 g × 3本	73.2	○				和歌山県日高町	2,400	2,400
バジルソース瓶 100 g × 5本	73.2	○				和歌山県日高町	4,000	4,000
バジルソース瓶 100 g × 7本	71.4	○				和歌山県日高町	5,250	5,600
バジルソース瓶 100 g × 10本	71.4	○				和歌山県日高町	7,500	8,000
ノンオイル 八朔ドレッシング 2本セット	68.4	○				和歌山県日高町	1,800	1,800
ノンオイル 八朔ドレッシング 3本セット	68.4	○				和歌山県日高町	2,700	2,700
ノンオイル 八朔ドレッシング 6本セット	64.4	○				和歌山県日高町	4,800	5,400
ノンオイル 八朔ドレッシング 11本セット	64.4	○				和歌山県日高町	8,800	9,900
ノンオイル 八朔ドレッシング 20本セット	62.0	○				和歌山県日高町	15,000	18,000
スムージーゼリー みかん 150g×3本セット	57.7	○				和歌山県日高町	1,260	1,260
スムージーゼリー みかん 150g×6本セット	57.3	○				和歌山県日高町	2,500	2,520
スムージーゼリー みかん 150g×15本セット	53.2	○				和歌山県日高町	5,700	6,300
無添加みかんジュース『ゆらしぼり みかん』 324ml×5本セット	58.0	○				和歌山県日高町	2,250	3,000
無添加みかんジュース『ゆらしぼり みかん』 324ml×13本セット	58.0	○				和歌山県日高町	5,850	7,800
無添加みかんジュース『ゆら絞り みかん』 1L	77.5	○				和歌山県日高町	1,200	1,200
無添加みかんジュース『ゆら絞り みかん』 1L×3本	77.5	○				和歌山県日高町	3,600	3,600
無添加みかんジュース『ゆら絞り みかん』 1L×5本	76.6	○				和歌山県日高町	5,750	6,000
無添加みかんジュース『ゆら絞り みかん』 1L×6本	76.6	○				和歌山県日高町	6,900	7,200
無添加みかんジュース『ゆら絞り みかん』 1L×18本	73.0	○				和歌山県日高町	18,000	21,600
冷凍みかん800g×2袋セット	80.0	○				和歌山県日高町	800	1,300
冷凍みかん800g×5袋セット	80.0	○				和歌山県日高町	2,000	3,250
冷凍みかん800g×10袋セット	80.0	○				和歌山県日高町	4,000	6,500
冷凍みかん800g×17袋セット	80.0	○				和歌山県日高町	6,800	11,050
冷凍桃 700 g	75.0	○				和歌山県日高町	2,000	2,000
冷凍桃 700 g × 2	75.0	○				和歌山県日高町	4,000	4,000
冷凍巨峰 200 g	62.5	○				和歌山県日高町	400	400
冷凍巨峰 200 g × 2	62.5	○				和歌山県日高町	800	800
冷凍巨峰 200 g × 3	62.5	○				和歌山県日高町	1,200	1,200
冷凍巨峰 200 g × 4	62.5	○				和歌山県日高町	1,600	1,600

返礼品等の名称	区域内において 生じた価値の割合 (%)	区域内において生じた価値の割合の算出方法 ※ 1				返礼品等の 製造・加工地 ※ 2	地方団体 における 調達費用 (円)	一般販売価格 (円) ※ 3
		標準的な 算出方法	その他の 算出方法					
			その他の 算出方法の詳細	その他の 算出方法とする理由				
冷凍巨峰 200 g × 5	62.5	○				和歌山県日高町	2,000	2,000
夏みかんポン酢 1個	71.7	○				和歌山県日高町	900	900
夏みかんポン酢 2個	66.0	○				和歌山県日高町	1,500	1,800
夏みかんポン酢 3個	68.2	○				和歌山県日高町	2,400	2,700
夏みかんポン酢 7個	67.0	○				和歌山県日高町	5,400	6,300
夏みかんポン酢 11個	66.7	○				和歌山県日高町	8,400	9,900
夏みかんポン酢 16個	66.0	○				和歌山県日高町	12,000	14,400
夏みかんポン酢 20個	66.0	○				和歌山県日高町	15,000	18,000
夏みかんポン酢 32個	66.0	○				和歌山県日高町	24,000	28,800
無水みかんゼリー 2個セット×2袋(スプーン付)	58.0	○				和歌山県日高町	900	900
無水みかんゼリー10個入(2個セット×5袋)スプーン付	58.0	○				和歌山県日高町	2,250	2,250
無水みかんゼリー16個入(2個セット×8袋)スプーン付	58.0	○				和歌山県日高町	3,600	3,600
無水みかんゼリー26個入(2個セット×13袋)スプーン付	56.1	○				和歌山県日高町	5,589	5,850
無水みかんゼリー 40個入(2個入×20袋)スプーン付	56.1	○				和歌山県日高町	8,599	9,000
無水みかんゼリー 74個入(2個入×37袋)スプーン付	52.8	○				和歌山県日高町	14,800	16,650
和掛けふとん	60.0	○				和歌山県日高町	16,800	14,800
和敷きふとん	60.0	○				和歌山県日高町	17,800	15,800
和ベビー掛けふとん	60.0	○				和歌山県日高町	12,000	11,000
和ベビー敷きふとん	60.0	○				和歌山県日高町	12,000	11,000

※ 1 区域内において生じた価値の割合の算出にあたって、総務大臣が定める標準的な算出方法を用いた場合は「標準的な算出方法」欄に「○」を記載し、その他の算出方法を用いた場合は「その他の算出方法」欄に「○」を記載した上で、その算出方法の詳細及びその算出方法とする理由を記載すること。

なお、区域内において生じた価値の割合の標準的な算出方法は、下記のとおりであること。

算式

(A − B) ÷ A

算式の符号

A：当該地方団体による返礼品等の調達費用

B：当該返礼品等の製造・販売等のために当該地方団体の区域外で生じた費用

※ 2 返礼品等の製造・加工が行われた場所について、国内の場合は都道府県名及び市区町村名（例：〇〇県〇〇市）、国外の場合は国名を記載すること。

※ 3 当該返礼品等を一般消費者に対して販売する際の通常の価格を記載すること。なお、当該返礼品等が非売品である場合には、当該返礼品等の類似製品に係る通常の価格を記載すること。